

て、空しく敷牛を経過せば、我々酒造業人は、擧げて倒産の非途に沈淪するの外有之同敷、日夜首を悩む種々協議の結果、海外に向ひ大に販路を求めたき希望に有之候、右は御營業人にて於て發達挽回の策たるのみならず、此處米して盛んせば、幾分か御國益も相成可申歟、實は海運主使の今日に當り、日本酒類に限り未だ輸出の道大に開けざるは、必ずしも海外諸邦人の嗜好に過せざる儀にも無之、又必ず營業人の進取に乏しき儀にも無之、全く海外輸出酒類に對する道有稅免除の成規相論はらざるに原因致し候儀と相信じ候、現に數年前より朝鮮及上海或は汕頭斯處きへも少々輸出致し候もの有之候處、販路取て得難しこ申す譯には無之、唯神稅免無之に代價額に相増し、利潤を得る能はざるより、未だ盛に輸出の途に至らざる儀に有之候、就ては此際海外に輸出するものに限り、酒稅免除相成候儀其筋へ御稟請敷一成下度、右に付輸出方法等種々詳究致候處、歐米諸國は道途遠運、殊に人種氣候も同じからず、隨て飲食の嗜好も大に異れば、姑く之を措き、彼の支那・朝鮮の如きは、一帯帯水比隣の國にして、人種氣候も亦略ぼ我國と異ならなく、飲食の嗜好亦稍々相擬たる點なきに非ず、代價低廉に候ば、此方面に於ては必ず販路相開け可申し確信致候、因て試に本年より彼の兩國に輸出し、漸次發達を挽回し、本業の發達を企圖し、往々國益相増候儀致候、何卒前述の趣御洞察の上、格別の御詮議を以て醫面稅則に相じ、輸出日本酒類に對し造石稅免除相成候様御取計被一成下度、此段奉願候。

さ見ゆ、而して當時海外に輸出する清酒は、合計六十五石五十二升六合にして、其六十三石は汕頭斯處、其一石二升三升六合は朝鮮、其四十五升は本國發賣、其八十六升四合は英國に輸出せるものなり。但し英國に輸出せるものは、居留英人の手を経たり。

即ち當時の文書に、

「英國へ見本として、清酒輸出の儀、御問合の趣、左に御答申上候、右酒家は、當地御村嘉納氏にして、酒名は正宗印に有之候、且樽圖物は本香を有し不同の由にて、未だ本香と有せざるものを標記して輸出せるものあり、於て酒稅輕減の事を謀れり。

其の援助を請ひ、於て酒稅輕減の事を謀れり。
 布哇大統領、書を復して曰く、
 「其請ふ所は深く之を諒せり。然れども酒稅の増率は、既に立法府の可決する所、今之を如何にもする可き能はず。若し假すに時日を於てせば、必ず其輕減に於て盡す所あらん。」
 さ、未だ幾何もなくして、果して之を輕減し、大略八圓内外にせり。然れども五割の輸出は、未だ甚だ多きに至らざりき。
 米國桑港に輸出せる趣原は、桑港に在住する和歌山縣人、堂本譽之進より横濱通神戶支店を経て、菊正宗を注文せしに因る、時に明治二十八年にして爾後度々注文ありしかば、後には開通社を經して直に輸送せり。又三十年の頃桑港に在住する伊勢の人駒田常三郎よりも清酒二十樽、櫻井十割許り注文し來りしかば、直に之に應ぜり。又櫻井宗は二十八年同氏の注文に依り、堀高四十八圓箱を輸送せり。
 後何れも其取引を擴張せしに、明治三十六年の頃室本三郎田三聯合して桑港に於て清酒輸入會社を組織したれば、其後は同會社と取引をなせり之等海外取引高は、明治三十四年に於て總計八千六百十三石、同三十六年に於て八千五百九十七石を算するに至れり。
 而して明治四十二道酒年度以降、大正七道酒年度に至る間の趨勢を示せば、正に次表の如し。

清酒外國輸出石高比較表

國名	明治四十二年	大正元年	同四年	同七年
支那	1,000	11,000	15,000	13,000
馬來半島	100	1,000	1,500	1,200
比律省	50	500	800	600
布哇	100	1,000	1,500	1,200
南洋羣島	50	500	800	600
其他(東洋)	100	1,000	1,500	1,200
合計	1,300	13,000	18,000	14,000

出せし趣きに候、之は神戸に居留英人に於て見本として直に輸送せし趣にて、同送運費其他實例に要する費用或は彼の國に於ける通商、實例直税等は未だ分明せざるも、彼國にては輸入稅全つて高率なれば隨分高値に相成可申歟この事に候。

さ見ゆ、是より先、新潟縣の酒造家に於て我國清酒は、果して外人の嗜好に適するや否や、宜しく見本を各國駐在公使に贈送し、其發達を俟はし、以て之を確定すべしと主張するものあり、會々諸國既に輸出せられたりとの聞き、書を寄せて質す所あり。此書即ち之に答ふる所なり。蓋し此時に當り、海外輸出の議漸く酒造家の間に行はれ、明治二十一年輸出酒類稅規則を發布せらるるに及び、其議益々盛なり。既にして布哇・米國桑港に輸出せるもの漸く多きを加ふ。然れども皆海外に取引を有するもの、注文に應ずるのみ、其酒造家自ら進んで輸出するものに至りては蓋し多からず。是海外の事情を審みせざるを以てなり。

明治三十年前後に至りて、布哇に輸出するもの漸く多く、全國總計二千樽以上に及べり。其五割に於ける事情は、明治二十二・三年の頃、元三井物産會社社員にて加藤某云へる者、在布哇木村雜貨店に日本清酒を輸送せんとて、三井物産會社の名義にて由邑櫻正宗本店及嘉納菊正宗本店等に交渉し來れり。是清酒の布哇に輸送せられたる嚆矢なり。其後半歳餘にして、横濱の人にて尾崎某・西村某より、布哇輸出の旨を以て、櫻井宗・菊正宗購入の事を交渉し來りしが、當時は唯其交渉に應じ、代金受領の上、加藤・尾崎・西村に送附したるのみにて、直接布哇へは輸送せず。後尾崎・加藤は相變らず營業せるも、西村は廢業せしかば、其頃より菊正宗本店に於て、直に木村雜貨店、櫻井宗は神戸アイザック商會の手を経て取引を開始せしにぞ、爾來布哇へ輸出せるもの漸く多くなりぬ。

然るに布哇政府は、葡萄酒以外の原料を以て製造せる酒類に對する酒稅を改正し、米量八ガロン即ち我一十八升五合の清酒に對し、我十六圓を課するとなせり。會々來單に開闢せられたる全國酒造組合聯合大會は議を決して書を布哇大統領に致し、一方商務・農務省二者に上書して、

北米合衆國	加奈陀	南米諸國	歐洲諸國	合計
1,500	1,000	1,000	1,000	4,500
1,500	1,000	1,000	1,000	4,500
1,500	1,000	1,000	1,000	4,500
1,500	1,000	1,000	1,000	4,500
1,500	1,000	1,000	1,000	4,500

右表に由る時は、酒類第一の顧客は支那にして、其輸出石高は實に總輸出石高の二分の一を占め、之に亞ぐものは、北米合衆國にして、輸出總石高の十分の三を占む。加奈陀・布哇之に亞ぎ、凡其二十分の一を占めたり。

第五節 蒸餾製造業

【沿革】 本部に於ける蒸餾製造業は、往時酒造業に亞げる地方の特産業なりしが、現今にては甚だしく衰頽に傾き、昔日の榮を存せざるに至れり。
 今其沿革を顧るに、創業の時代尙ほ捕捉すること能はず、寛政の頃本山村に松田某(今の松田新七の祖先)ありて、暮んに製麴に従事し居たること、又天保の頃清水村に木村重左衛門ありて、大和國三輪町に至り、蒸餾の製法を傳へ來りて、其製造を創めたりと云へることを見れば、少くも今を距つる凡八十年前、已に斯業を營み居たりし者あるを知らる。

爾來漸次に發達して、其製造者及生産額を増加し、蒸餾麴の名酒は現はるに至れり。斯くて明治十九年に至るまで製造者各々自家獨特の名稱を附し、競ひて品質の改良、販路の擴張を圖りたり。然れども斯の如きは有利なる高略に非ざりしや明なり。されば地方同業者は協同提携して互に生産品の向上を圖り、販路の擴張を企てんことを意向、期せずして一致せり。
 是に於て、攝津蒸餾業組合は組織せらる。實に明治十九年一月二十六日なりき。爾來研究工夫の事を進め、明治三十一年に至りては商標を

一定し、製品に階級を設け、粗製濫造の弊を防がんが爲に検査を厳重にし、以て品質の改良、販路の擴張に努む。
 明治三十一年六月、本組合の發起に依り、本縣會議事堂に於て全國素麵業組合聯合大會を開催し、互に意志の疎通を図り、本業發展上に貢献せり。

越て同三十三年七月法律第五十五號重要物産同業組合法に依りて新に組合を組織せんとし、翌三十四年五月二十九日之が出願をなし、同年十一月四日設立認可を得たり。是即ち今の神戸市武庫郡を地區とせる攝州瀨素麵製造同業組合にして、事務所を魚崎町字新道に置けり。
 同二十八年美國セントルイスに萬國博覽會の開催せらるゝや、製品を出品せんとし、郵船に交渉せしも、出品要目に無きを以て容れられざりき。是に於て、斯業の重鎮松田新七(本山村の人)自ら上京して、直核農商務省に陳情する所あり、遂に出品することを得たり。
 然るに本組合には、之に應ずるの費用なかりしを以て、止むを得ず松田氏は私費を以て之を支持したり。

斯て全國にて、七名の派航委員は任命せられ、松田新七亦その一人にして渡航せしが、博覽會は氏を萬國素麵審査委員に囑託せり。出品は審査の結果、手工製品としては、他國産に比して優良なりとの名を博し、金牌を受領するを得たり。
 本組合の製品は、斯の如く優良にして、其聲價は内外共に認むる所となりしも、時勢の趨向は斯業の發展を許さざるに至れり。抑々本組合の舊時に於ける生産額は、年々優に五百萬箱二十有餘萬箱、即ち百萬圓以上に達せしが、漸次減少して、現今にては漸く六萬圓即ち三十萬圓内外にたり。明治四十年頃より機械に依りて製麵せらるゝに至りしも、品質劣悪にして、手工製品の比にあらず、到底聲勢を挽回すること能はざるが如し。

斯の如く製麵業の衰頹するは、其因由如何に云ふに、大なるもの二あり。即ち地方發展の結果は、土地價格の甚だしき騰貴を來したるに、本業は性質上比較的廣き地面を要し、且を季節に於ける作業なるを以て、

其經營上大なる打撃を蒙りたるに、一般勞銀の暴騰及夜間就業の必要は職工の供給難を來し、相待らて益々生産費を不廉ならしめたる是なり。されば本部に於ける製麵業は、漸次に衰頹し、遂に全く其跡を絶つもの期なきを保せず。是亦時勢の趨く所、眞に止むを得ざるの現象なり。

【現 狀】 現今本組合員三十七名あり。生産額最も大なるは本庄村にして、大正三年に於ては、價額三萬七千餘圓に達し、之に亞ぐは魚崎町にして二萬餘圓を越ひ、本山村之に次ぎて一萬餘圓を産したり。而して精造村の六千餘圓、西郷町の一千二百餘圓之に亞ぐ。其他西宮町、六甲村等多少の産出無きに非ざれども、其價格皆一千圓に満たず。
 今、明治三十七年以降、毎五四年に於ける生産數量及價格を表記し、其増減を對比する時は次の如し。

明治三十七年	同	四十二年	大正三年	同	八年
數量	一七、五〇〇	、	一五、三〇〇	、	一六、九〇〇
價格	九、二〇〇	(一四、八〇〇)	七、九〇〇	(一四、三〇〇)	四、三〇〇

是を觀るに、明治四十二年に於ける生産額の大なる増加を示せるは、一時的現象にして、即ち前年の特越比較的多かりしに、原料の購入好都合なりしに、且つ此間器械製麵を創めたる者あるに依る。然れども唯一時的の増加なること前述の如くにして、斯業發展の趨勢を示せるものに非ず。果然大正三年及同八年に於ては、大減少を現せるを見る。是自然の勢なるべきか。

第六節 其他の工業

第一項 生産物及價格

本部工産物の主要なるものにつき、明治三十七年以降、五箇年毎に於ける、其生産高及價格を表記するに次の如し。

品 目	明治三十七年		同		四十二年		大正三年		同		八年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
綿糸	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
麻糸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
織物類	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
メリヤス	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
麥粉	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
菓子類	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
油類	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
楕圓	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
石炭	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
和紙	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
護謄紙	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
酒類	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

明治三十七年に於ては、調査未了のものありしを以て、不完全たるを免れず。難、四十二年に於ては約三倍、大正三年に於ては約二倍、同八年に於ては約四倍半に増加せり。即ち本部工業は、各種生業中、最も前途あるもの之稱すべきなり。

第二項 主要なる生産地

本部工産物の主要なるものにつき、其生産地を列記すべし。

棉糸は西宮町に産し、年産額約三百萬圓に達す。
 麻糸は西郷町に産し、年産額凡十五萬五千圓なり。
 織物中綿織物は、西宮町・今津村・山田村に産し、年産額西宮町は凡九十五萬圓、他は皆一千圓に満たず。麻織物は西郷町に産し、生産額凡四十五萬圓なり。而して西郷町には尙タオルの産ありて、年産額約四萬圓に達す。

メリヤスは、西宮町及武庫村に産し、年産額西宮町二千二百圓内外、武